

「スーパーシティ」構想の考え方

2018年11月26日

「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会

AI 及びビッグデータを活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展している。第四次産業革命を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市となる「スーパーシティ」の構想を実現するため、内閣府特命担当大臣（地方創生）の下、「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会を開催し、「スーパーシティ」構想の考え方をとりまとめた。

1. 何を指すか

- 世界最先端の技術を実証するだけでなく、第四次産業革命後に、国民が住みたいと思う、より良い未来の社会、生活を包括的に先行実現するショーケース

2. 「スーパーシティ」の基本構成要素

(1) 未来像

- 以下の領域にまたがる社会の未来像を先行実現。
  - ・移動： 自動走行、データ活用による交通量管理・駐車管理 など
  - ・物流： 自動配送、ドローン配達 など
  - ・支払い： キャッシュレス など
  - ・行政： ワンスオンリー など
  - ・医療・介護： AI ホスピタル、データ活用、オンライン（遠隔）診療・医薬品配達 など
  - ・教育： AI 活用、遠隔教育 など
  - ・エネルギー・水： データ活用によるスマートシステム など
  - ・環境・ゴミ： データ活用によるスマートシステム など
  - ・防災： 緊急時の自立エネルギー供給、防災システム など
  - ・防犯・安全： ロボット監視 など
- 少なくとも以上の5領域以上で、実証事業レベルではなく、2030年頃に実現される未来像（域内は自動走行のみ、域内は現金取り扱いなし、など）を域内限定で完全実施。
- 領域を超えた横断的データ連携基盤の構築。

- データの適正な管理・セキュリティ、サイバーテロ対策の確保（データローカライゼーション等の検討も含む）。
- データ連携のため、必要な通信基盤・センサー・デバイスなどを埋め込んだインフラ整備。

## (2) 住民の参画

- 住民が自ら未来像の実現に合意し参画することが前提。住民／地権者の一定以上（以下の制度例などを参考に設定）の合意を要件とする。  
 (注) 参考とする制度例はさらに要精査
  - ・ 市街地再開発：所有者および借地権者のそれぞれ3分の2以上
  - ・ 区分所有権建替：区分所有者の5分の4以上
  - ・ 建築協定：所有者等の全員 など
- 合意対象として想定される事項例
  - ・ 域内は自動走行車しか走れない。
  - ・ 域内は現金を取り扱わない。
  - ・ 自宅内のセンサーで健康データを医療機関等に提供する。
  - ・ 自宅外壁に自動走行・防犯などのためのセンサーを設置する。
  - ・ 取得されたデータの利用（例：購入履歴・健康データなどを域内関係事業者で共有し必要なリコメンドなどを行う、防犯・エネルギー最適供給などのためにセンサー情報を活用する）。
- 住民が自ら参画して合意形成を図る仕組みづくり、それでもすべての合意が得られない場合の対応、域外からの訪問者への対応の検討。

## (3) 強い首長

- 住民の合意形成を促進・実現できる、ビジョンとリーダーシップを備えた首長。それを支える組織（後述4）。

## (4) 技術を実装できる企業

- 世界最先端の技術を実装できる、中核となる企業。

## 3. エリアの選定

- ごく少数のエリアを、透明なプロセスで選定。
- 以下の2タイプを想定。
  - 1) 新規開発（グリーンフィールド）型：都市の一部区域や工場跡地などで、新たな都市開発を行い、新たな住民を集める
  - 2) 既存都市（ブラウンフィールド）型：すでにあるまちで住民合意を形成しつつ、必要な再開発・インフラ整備を行う

- ・なお、いずれのタイプも、行政区域（市区など）と一致する場合も、その中の一部区域（ディストリクト）となる場合もありうる。

#### 4. 域内の開発と運営

- 国・自治体・民間で構成する機関（従来の特区の区域会議をさらに充実・強化した、いわばミニ独立政府）が、域内の開発と運営の主体となる。
- 開発計画／運営計画の策定・改訂：ミニ独立政府で計画案を作成し、住民・地権者の合意確認を経て確定（まだ住民不在のときは地権者のみ）。
- ミニ独立政府の責任者として、社会設計を担うアーキテクトを置き、権限を付与。

（注）参考になる海外事例をさらに要精査

#### 5. 国の役割

- 域内の規制設定の権限は原則としてミニ独立政府と住民に委ねる。
  - ・社会の未来像に関わる幅広い法律につき、一部規定は条例／住民合意により特例を設けられることとする。
  - ・上記法律の政省令などは包括的に、条例／住民合意により特例を設けられることにする。

（注）建築基準法、景観法などの条例による規制特例の規定例を参考に、さらに要検討。

- 必要なインフラ整備は国主導で迅速に行う。これに向け、当面、先行的な調査等のための予算を確保する。
- あわせて、官民連携のファイナンス手法も検討する。

#### 6. 今後のスケジュール

現時点で想定される概ねのスケジュール：

2018年11月中	懇談会中間報告（構想の骨格）
12月	海外調査 制度の詳細検討
2019年1月	懇談会最終報告
春	制度整備
夏以降	エリア公募、選定 各エリアでの開発計画策定、インフラ等の整備、運営